

『商標登録ファイル管理弁法』の公布に関する公告（第 370 号）

公布時間：2020-08-25

国家知識産権局公告

第三七〇号

商標登録利便化改革のニーズに適応し、商標登録ファイルの管理効果と管理水準を高めるために、『中華人民共和国保存文書法』及び『中華人民共和国保存文書法実施弁法』の関連規定に従い、国家知識産権局は『商標登録ファイル管理弁法』を制定し、国家保存文書局の同意を得て、ここに公布し、公布日から施行する。

以上の通り公告する。

国家知識産権局

2020 年 8 月 20 日

商標登録ファイル管理弁法

第一条 商標登録ファイル管理を強化するために、『中華人民共和国保存文書法』『中華人民共和国商標法』及び国の関連規定に従い、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう商標登録ファイルとは、商標登録出願、商標異議申立、商標取消、商標不服審判、商標無効などの過程において形成された、保存と利用の価値を有する各種の形式と担体の歴史記録をいう。

第三条 国家知識産権局は、商標登録ファイル業務を監督・指導し、国の保存文書主管部門による商標登録ファイル業務の監督・指導・検査を受ける。商法登録ファイルの立案、保存及び管理業務は、商標局が具体的に引き受ける。

第四条 商標登録ファイルについては、総合的な管理を行い、商標ファイルの完全性と安全性を維持し、社会の各方面による利用を便利にする。

第五条 商標登録文書の保存範囲は、主に以下の内容を含む。

- (一) 商標登録出願及び後続業務類。
- (二) 商標異議申立業務類。
- (三) 商標取消業務類。
- (四) 商標不服審判業務類。
- (五) 商標無効業務類。
- (六) その他。

発行した商標登録証明資料、再発行した商標登録証資料、再発行した商標変更、譲渡、更新の証明資料などは、保存しなくてもよい。

第六条 保存範囲に属する商標登録文書について、商標業務取扱部門は事件の結審後に、保存要求に従って速やかに整理・保存しなければならない。

商標登録ファイル管理部門は、保存品質を厳しく審査しなければならない。保存要求を満たす場合、引渡手続を履行する。保存要求を満たさない場合、業務取扱部門に戻して再整理させる。

保存される商標登録文書は通常、原本でなければならない。どうしても原本を取得できなかった場合は、原本と相違がないと確認されたコピーを保存してもよいが、原

因を明記しなければならない。商標業務取扱部門は、商標登録ファイルの系統性、完全性、正確性を保証しなければならない。

第七条 商標電子登録文書の保存業務は、国の電子文書関連の管理標準に従って行わなければならない。

商標電子登録文書は、長期保存に適するファイル格納フォーマットを用いてメタデータとともに保存し、永続的かつ効率的な関連付けを確立しなければならない。

第八条 商標登録ファイルの管理は、巻を保管単位とし、商標業務の種類に応じて出願番号又は登録番号などでそれぞれ巻にまとめて保管する。

商標登録ファイルの確立は、区分、整理、配列、番号、製本、目録などの順に行われ、明確な区分、きちんとした配列、正確な目録、整然とした製本が要求される。

第九条 商標登録ファイル保存倉庫は、国の関連標準に適合し、防火、防犯、高温防止、防湿、防塵、防光、防磁気、有害生物の防除、有害ガスの防除などの保管条件を満たしており、保存文書の安全を確保するものでなければならない。

第十条 商標登録ファイルの保管期間は、永久と定期の2種類に分けられ、具体的には本弁法の添付ファイル『商標登録文書の保存範囲及び商標登録ファイルの保管期間表』に従う。

保管期間が永久である商標登録ファイルについて、国の関連規定に従って国家保存文書館に移管する。

第十一条 商標電子登録ファイルは、オンライン又はオフラインの方式で保存し、定期的にバックアップすることができる。オンラインで保存する場合、ファイル専用保存サーバーを使用しなければならない。オフラインで保存する場合、担体の耐久性を確保しなければならない。

商標電子登録ファイルの保管は、国の関連標準に適合し、データバックアップ、長距離の災害復旧などの手段によってデータの安全を保証しなければならない。

第十二条 商標局は、保管期間が満了した商標登録ファイルについては、遅滞なく鑑定を行って鑑定報告書を作成しなければならない。保存価値がまだあるファイルについては、現状に応じて保管期間を延長して引き続き保存しなければならない。保存

価値がなくなり廃棄が決まったファイルについては、整理照合してファイル廃棄リストを作成し、国家知識産権局の商標業務を分掌する指導者の承認を受けた後、関連規定により廃棄する。ただし、廃棄リストは永久に保存しなければならない。

第十三条 国家秘密、営業秘密及びプライバシーなどの内容に係る場合を除き、誰でも関連規定に従って商標登録ファイルを開覧、複製することができる。

第十四条 商標登録ファイルの整理、デジタル化サービス及び保管などのアウトソーシング業務の展開は、国の関連規定に適合しなければならない。

第十五条 国家秘密、営業秘密及びプライバシーなどの内容に係る商標登録ファイルの保管及び利用は、国の関連規定により行わなければならない。

第十六条 国の保存文書管理規定に違反して、商標登録ファイルの歪曲、毀損、漏洩、紛失を生じた場合は、法により関係者の責任を追及する。犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送して法により刑事責任を追及する。

第十七条 商標局は、本弁法に基づき、商標登録ファイル管理の実務を踏まえて、保存文書管理業務規程を作成することができる。

第十八条 本弁法は、公布の日から施行する。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。